

服部小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月25日策定

1 策定の趣旨

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、組織的・計画的に徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識に立ち、児童を安全に守り育てていける学校体制を構築することをめざし、学校いじめ防止基本方針を策定することとした。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」）に基づき本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置等についての基本的な考え方や具体的な対応及び、それらを実施するための体制について定めるものである。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について把握し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- イ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア 教職員は、いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立ち、当該児童を徹底して守りきる姿勢で指導する。
- イ 教職員は、児童一人ひとりがかけがえのない存在であるととらえた指導を行い、自らの言動により児童を傷つけたり、いじめを誘発、助長したりすることがないようにす

る。

ウ 全ての児童がいじめを行わず、いじめと知りながら傍観・放置することがないように、自らいじめを解決しようとする主体的態度を身につけ、望ましい人間関係の構築をめざした集団づくりを指導する。

エ いじめは、教職員には「見えにくい」形で続いているという危機感を常にもちながら、積極的に状況把握を行うとともに、継続的に粘り強く指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめ相談窓口を設置し、児童・保護者に周知する。これらを通して、教職員と児童・保護者との信頼関係を築く教育相談体制を整備する。

イ 全教職員による情報共有を図り、児童の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。

ウ いじめの状況把握のため、毎学期1回の「いじめアンケート調査」(児童・保護者を対象)を実施する。また、適宜「個別面談」を実施して児童個々の聞き取りを行う。

エ いじめの問題を学校全体の問題としてとらえ、情報の共有化を図り、共通理解と役割分担を明確にして組織的な対応をする。

オ 問題解決を学校内だけで行うのではなく、警察等関係機関に相談・通報するなど連携が必要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

推進法22条に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を校内委員会として設置する。なお、委員会の構成員及び役割は、この基本方針に基づき適切に改訂を行う。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生活健康安全部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画の策定
- (5) いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、推進法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合 等）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

（2）具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、被害児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- （ア）情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- （イ）重大事態対応プロジェクトチーム編成
- （ウ）関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- （エ）PTA役員及び学校支援地域本部等との連携
- （オ）関係児童への指導
- （カ）関係保護者への対応
- （キ）全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- （ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- （イ）全校保護者への対応
- （ウ）マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- （ア）福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の策定
- （イ）問題の背景・課題の整理，教訓化
- （ウ）取組の見直し，改善策の検討・策定
- （エ）改善策の実施

7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- （1）いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- （2）いじめ防止委員会において、いじめアンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。